

統計番号 Statistical code	品名 Description	単位 Unit	
		I	II
23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適しないものに限る。)並びに獸脂かす - 肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獸脂かす - 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット - - 魚の粉、ミール及びペレット - - その他のもの		
2301.10 000	- 肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獸脂かす	MT	
2301.20 100	- 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット - - 魚の粉、ミール及びペレット	MT	
2301.20 900	- - その他のもの	MT	
23.02	ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。) - とうもろこしのもの - 小麦のもの - その他の穀物のもの - - 米のもの - - その他のもの - 豆のもの		
2302.10 000	- とうもろこしのもの	MT	
2302.30 000	- 小麦のもの	MT	
2302.40 100	- その他の穀物のもの - - 米のもの	MT	
2302.40 900	- - その他のもの	MT	
2302.50 000	- 豆のもの	MT	
23.03	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす(ペレット状であるかないかを問わない。) - でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす - ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす - 醸造又は蒸留の際に生ずるかす		
2303.10 000	- でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす	MT	
2303.20 000	- ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす	MT	
2303.30 000	- 醸造又は蒸留の際に生ずるかす	MT	
23.04			
2304.00 000	大豆油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)		MT
23.05			
2305.00 000	落花生油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)		MT
23.06	その他の植物性の油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。) - 純実油かす - 葵麻仁油かす - ひまわり油かす - 菜種油かす - - 菜種油かす(低エルカ酸のもの) - - その他のもの - やし(コブラ)油かす - パーム油かす及びパーム核油かす - その他のもの		
2306.10 000	- 純実油かす	MT	
2306.20 000	- 葵麻仁油かす	MT	
2306.30 000	- ひまわり油かす	MT	
2306.41 000	- - 菜種油かす(低エルカ酸のもの)	MT	
2306.49 000	- - その他のもの	MT	
2306.50 000	- やし(コブラ)油かす	MT	
2306.60 000	- パーム油かす及びパーム核油かす	MT	
2306.90 000	- その他のもの	MT	
23.07			
2307.00 000	ぶどう酒かす及びアーゴル		MT
23.08			
2308.00 000	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物(ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)		MT
23.09	飼料用に供する種類の調製品		
2309.10 000	- 犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)	MT	
2309.90 000	- その他のもの	MT	